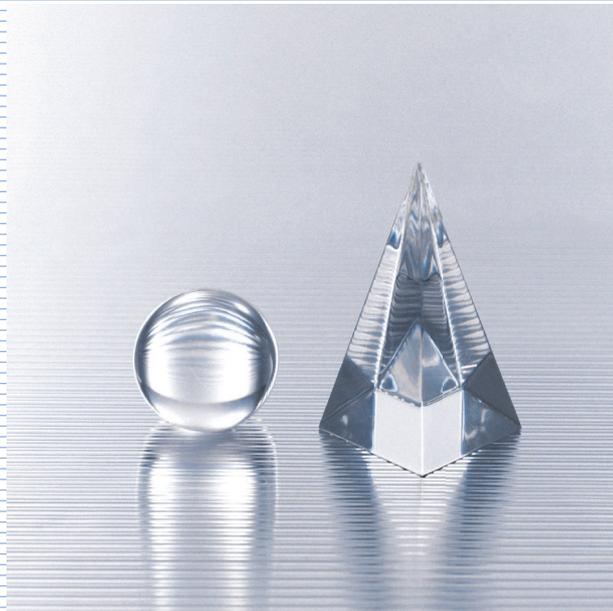


民事訴訟事件に関する分析



1 地方裁判所における民事訴訟事件（第一審）の審理の状況

1.1 民事第一審訴訟事件の統計について

第1回報告書においては、事件票のデータ（平成16年4月1日から同年12月31日までの間に既済となった事件）に基づき、地方裁判所における民事第一審訴訟事件の審理期間の実情を分析した。第1回報告書では、審理期間は、期日回数（口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数）と期日間隔（ただし、受理から終局までの期間を期日回数で除した計算上のものであり、和解期日等は統計上把握されていないため、実務感覚としての期日間隔とは異なる。）によって構成され、審理期間が長い事件は、主として期日回数が増加していることが明らかとなった。期日回数のうち、口頭弁論期日回数については、取り調べた人証数が多い事件ほど口頭弁論期日回数が増加する傾向があることが確認できたが、人証調べ¹を実施した口頭弁論期日の回数等に関するデータや、争点整理、人証調べ等の手続段階ごとの期間に関するデータは把握できていなかった。また、審理が長期化する傾向がある医事関係訴訟や建築関係訴訟に関しては、事件票上、その審理期間に影響を及ぼす鑑定、付調停等に関するデータは収集されていなかった（ただし、必要に応じ、事件報告等により把握していたものはある。）。

この点、検証検討会においても、事件票において、民事第一審訴訟事件の手続段階ごとの期間の状況に関するデータの必要性等を指摘する意見が述べられた。そこで、最高裁判所において、このような意見も踏まえ、平成18年1月1日以降、事件票のデータ項目として、民事第一審訴訟事件について、人証調べ開始日、人証調べ終了日、人証調べ期日回数及び上訴の有無を追加することとした。さらに、医事関係訴訟及び建築関係訴訟については、鑑定や付調停等に関するデータ項目を追加した。

1.2以降では、平成18年1月1日から同年12月31日までの間（以下「本件調査期間」という。）に終局した地方裁判所の民事第一審訴訟事件²について、新たに追加した項目の統計データにより明らかとなった点に焦点を当て、これに関連する審理期間の状況等を見ることとする³。

*1 訴訟において実施する証拠調べには、その取調べの対象が契約書等の物である場合と、証人や当事者本人のような人である場合とがあり、人を対象とする証拠調べを「人証調べ」という（第1回報告書32頁参照）。

*2 ここでの「民事第一審訴訟事件」は、民事事件のうち、地方裁判所の通常訴訟事件（ワ号事件）及び人事訴訟事件（タ号事件）を指す。行政訴訟事件（行ウ事件）や手形訴訟事件・小切手訴訟事件（手ワ事件）は含まれない。

*3 ただし、民事第一審訴訟事件全体及び各専門訴訟事件の概況を見る部分では、本件調査期間以前の統計データも用いて、経年的な推移についても見ていく。なお、1.3.5では行政事件訴訟の統計データを扱い、最後には参考として家庭裁判所の人事訴訟事件の統計データを示すこととする。

1.2 民事第一審訴訟事件の統計データ

1.2.1 概況

平成18年1月1日から同年12月31日までの間に既済となった民事第一審訴訟事件（地方裁判所）の件数は、14万3321件である。

既済事件の平均審理期間は、7.8月である。全体の約64%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が2年を超えた事件は、全体の5.5%にとどまる。対席判決で終局した事件に限った場合の平均審理期間は、12.6月である。

まず、事件票の追加項目により明らかとなる点についての検討の前提として、本件調査期間に既済となった民事第一審訴訟事件全体の審理期間の状況を概観することとする。

○ 平均審理期間

【表1】によれば、民事第一審訴訟事件の既済件数は14万3321件であり、平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は7.8月である（平成16年4月1日から同年12月31日までの間（以下「第1回調査期間」という。）における既済事件の平均審理期間は8.2月。第1回報告書19頁【表3】参照）。

【表1】 民事第一審訴訟事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件数	143,321
平均審理期間（月）	7.8

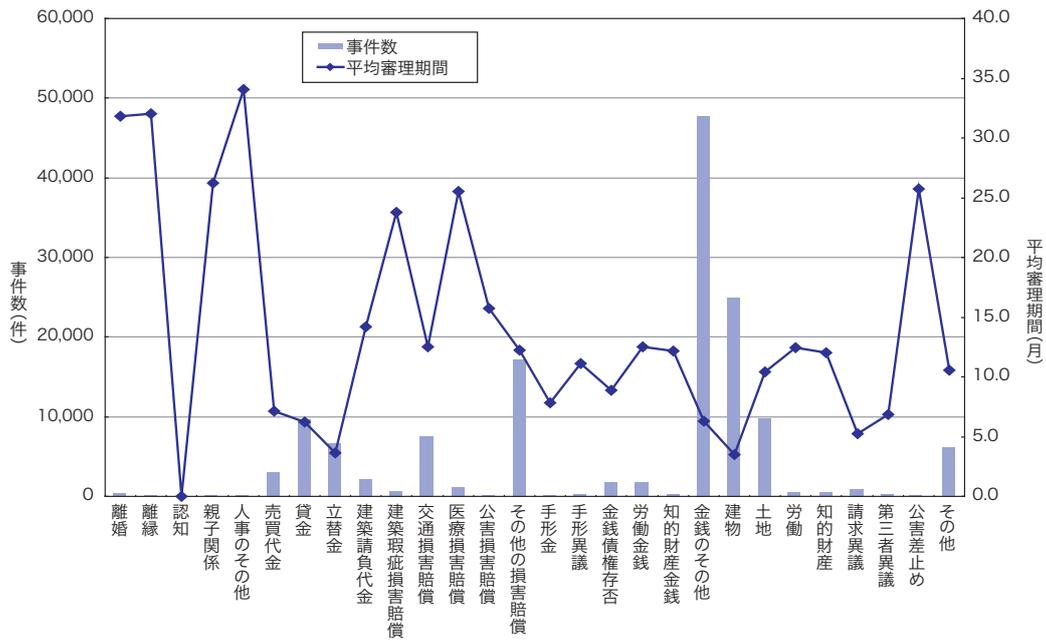
【図2】は、事件類型別の事件数及び平均審理期間を示したものである。事件数は、「金銭のその他」（4万7694件）、「建物」（2万4944件）、「その他の損害賠償」（1万7198件）の順に多い（第1回調査期間の既済事件も同様の傾向。第1回報告書23頁【図14】参照）⁴。平均審理期間は、人事訴訟を除くと⁵、長い順に、「公害差止め」（25.7月）、「医療損害賠償」（25.5月）、「建築瑕疵損害賠償」（23.7月）となっている（第1回調査期間の既済事件でも、平均審理期間の長い順に、「公害差止め」が32.9月、「医療損害賠償」が27.1月、「建築瑕疵損害賠償」が25.6月。第1回報告書23頁【図14】参照）。

【図3】は、民事第一審訴訟事件の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものであるが、これによれば、新受件数は、ここ十数年高水準を維持しているが、平均審理期間は、平成3年以降、おおむね短縮化傾向が続いている。

*4 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。また、「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

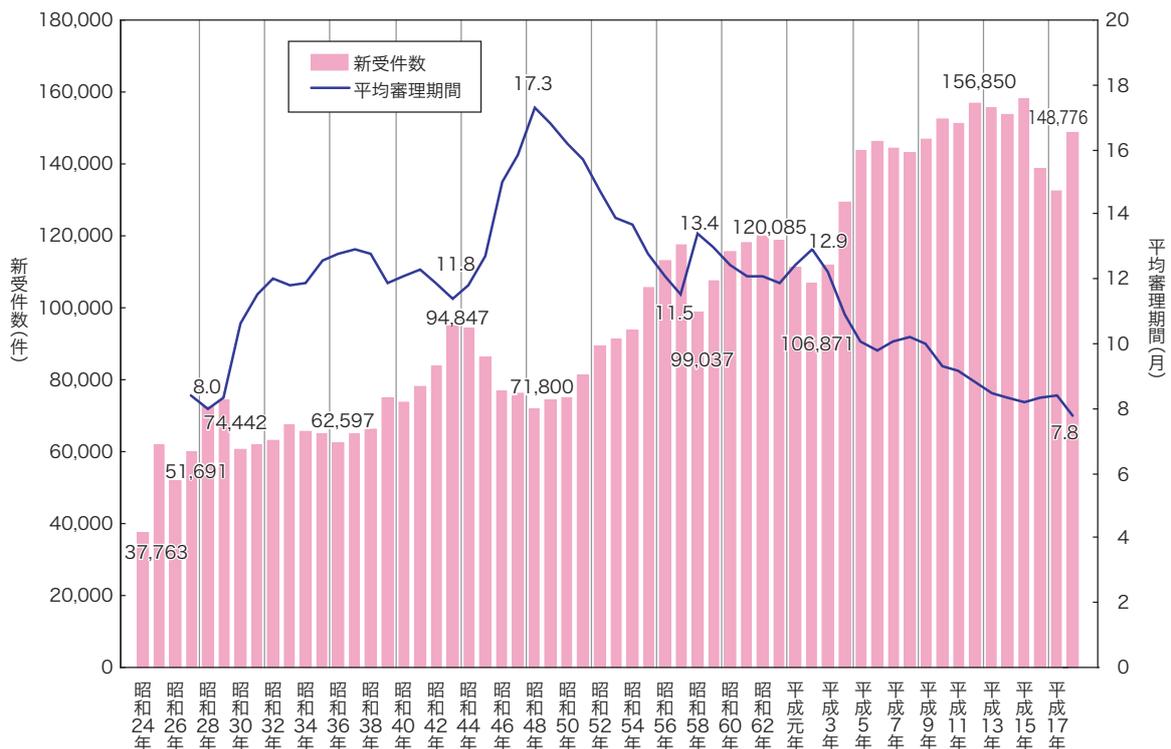
*5 平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以後に提起されたそれに関する反訴事件等のみを引き続き審理している。したがって、【図2】の「離婚」「離縁」「認知」「親子関係」「人事のその他」の種類の訴訟は、基本的に、平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成18年中に既済となった事件の件数及び平均審理期間が計上されている（最高裁判所の統計システム上、地方裁判所の事件票データと家庭裁判所の事件票データを統一して集計することができないため、平成18年に関しては、地方裁判所の事件票には基本的に審理期間が1年9月以上の既済事件のデータが、家庭裁判所の事件票には審理期間が2年9月以下の既済事件のデータが、それぞれ計上されていることになる。）。【図5】、【図28】、【図29】及び【図34】も同様である。

【図2】 事件類型別の事件数と平均審理期間



事件の種類	人 事														金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
	離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他												
事件数	143,321	306	9	0	4	26	3,083	9,652	6,664	2,255	620	7,576	1,120	119	17,198	114	231	1,815	1,828	353	47,694	24,944	9,714	450	264	902	179	37	6,164			
平均審理期間(月)	7.8	31.8	32.0	0	26.3	34.0	7.2	6.2	3.6	14.2	23.7	12.5	25.5	15.7	12.2	7.8	11.1	8.9	12.5	12.2	6.3	3.5	10.4	12.5	12.0	5.2	6.9	25.7	10.5			

【図3】 新受件数と平均審理期間の推移



○ 審理期間別の事件数等

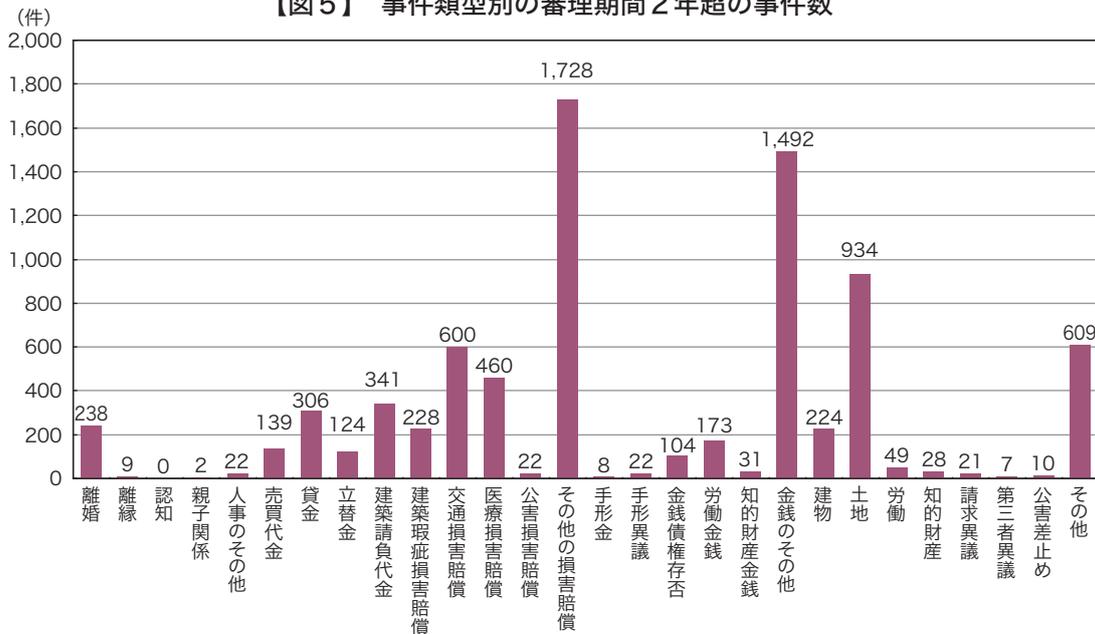
【表4】は、審理期間別の事件数及び事件割合を示したものであるが、これによれば、事件全体の63.9%（9万1639件）は、受理から6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の5.5%（7931件）にとどまっている（第1回調査期間の既済事件では、受理から6月以内に終局した事件の割合は60.3%、審理期間が2年を超える事件の割合は6.0%。第1回報告書21頁【表10】参照）。

【図5】は、事件類型別に審理期間が2年を超える事件の数を示したものである。審理期間が2年を超える事件全体の中に占める割合が際立って多いのは、「その他の損害賠償」（21.8%）、「金銭のその他」（18.8%）及び「土地」（11.8%）^{*6}の3類型であり、これらの合計は、全体の半

【表4】 審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類		民事第一審訴訟事件
事 件 数		143,321
審理期間	平均審理期間(月)	7.8
審理期間別事件数	6月以内	91,639 63.9%
	6月超1年以内	23,547 16.4%
	1年超2年以内	20,204 14.1%
	2年超3年以内	5,380 3.8%
	3年超5年以内	2,163 1.5%
	5年を超える	388 0.3%

【図5】 事件類型別の審理期間2年超の事件数



事件の種類	総数	人 事														金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他												
事件数	143,321	306	9	0	4	26	3,083	9,652	6,664	2,255	620	7,576	1,120	119	17,198	114	231	1,815	1,828	353	47,694	24,944	9,714	450	264	902	179	37	6,164				
全事件数に対する割合	100.0%	0.2%	0.006%	0%	0.003%	0.02%	2.2%	6.7%	4.6%	1.6%	0.4%	5.3%	0.8%	0.1%	12.0%	0.1%	0.2%	1.3%	1.3%	0.2%	33.3%	17.4%	6.8%	0.3%	0.2%	0.6%	0.1%	0.03%	4.3%				
審理期間が2年を超える事件数	7,931	238	9	0	2	22	139	306	124	341	228	600	460	22	1,728	8	22	104	173	31	1,492	224	934	49	28	21	7	10	609				
2年超全事件に対する2年超の各事件の割合	100.0%	3.0%	0.1%	0%	0.03%	0.3%	1.8%	3.9%	1.6%	4.3%	2.9%	7.6%	5.8%	0.3%	21.8%	0.1%	0.3%	1.3%	2.2%	0.4%	18.8%	2.8%	11.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	7.7%				
各事件類型における2年超事件の割合	5.5%	77.8%	100.0%	0%	50.0%	84.6%	4.5%	3.2%	1.9%	15.1%	36.8%	7.9%	41.1%	18.5%	10.0%	7.0%	9.5%	5.7%	9.5%	8.8%	3.1%	0.9%	9.6%	10.9%	10.6%	2.3%	3.9%	27.0%	9.9%				

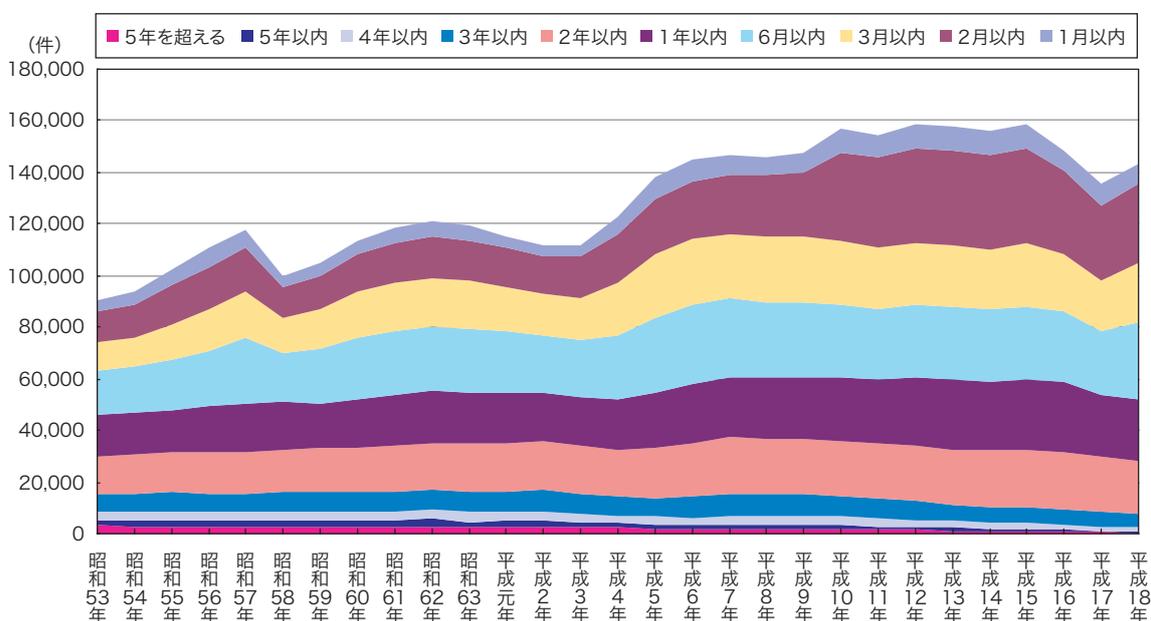
*6 「土地」には、土地の明渡し、引渡し、境界確定、所有権確認、土地に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

数以上（52.4%）を占めている。前記のとおり平均審理期間の長い「公害差止め」、「医療損害賠償」及び「建築瑕疵損害賠償」は、それぞれの類型の中で2年を超える事件の割合が高いが、審理期間が2年を超える民事第一審訴訟事件全体の中に占める割合は、上記の3類型の事件に比べると高いとはいえない（順に0.1%、5.8%、2.9%である。）。

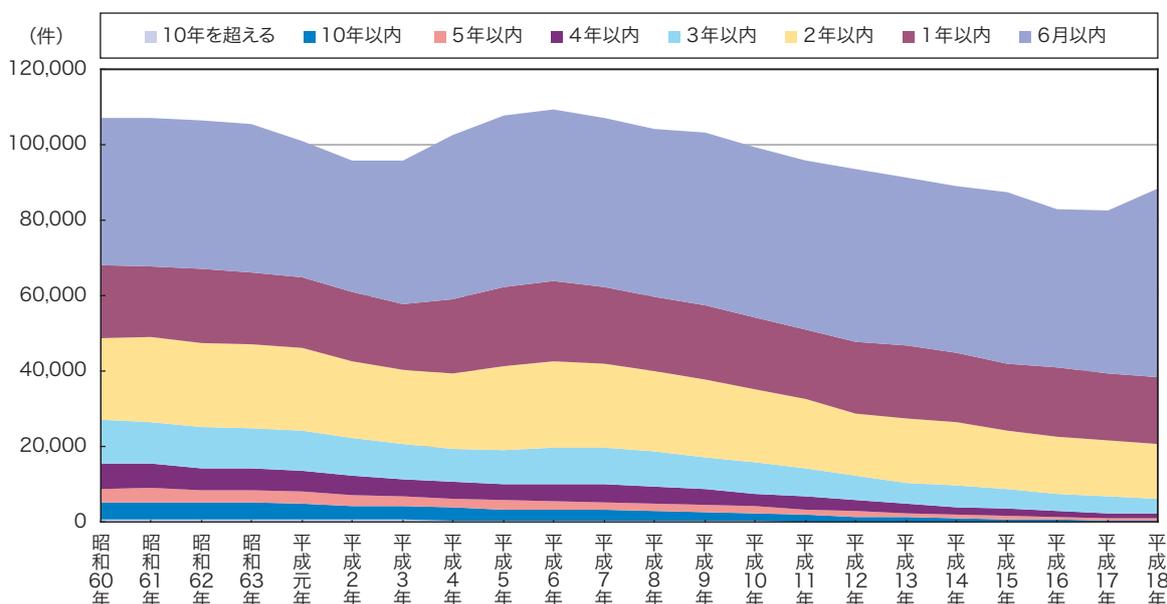
【図6】は、民事第一審訴訟事件の審理期間別既済事件数の経年推移を示したものであるが、この10年を見ると、審理期間が2年を超える事件の数は、緩やかながら着実に減少傾向にある。

また、【図7】は、各年12月末時点における未済事件の係属期間別事件数の経年推移を示したものであるが、未済事件についても、この10年ほどの間、係属期間が2年を超える事件の数は一貫して減少傾向にある。既済事件及び未済事件ともに審理期間又は係属期間が長い事件が減少してきていることは、民事第一審訴訟事件の審理が実質的に迅速化してきていることを示すものである。

【図6】 既済事件の審理期間別事件数の推移



【図7】 未済事件の係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間との関係

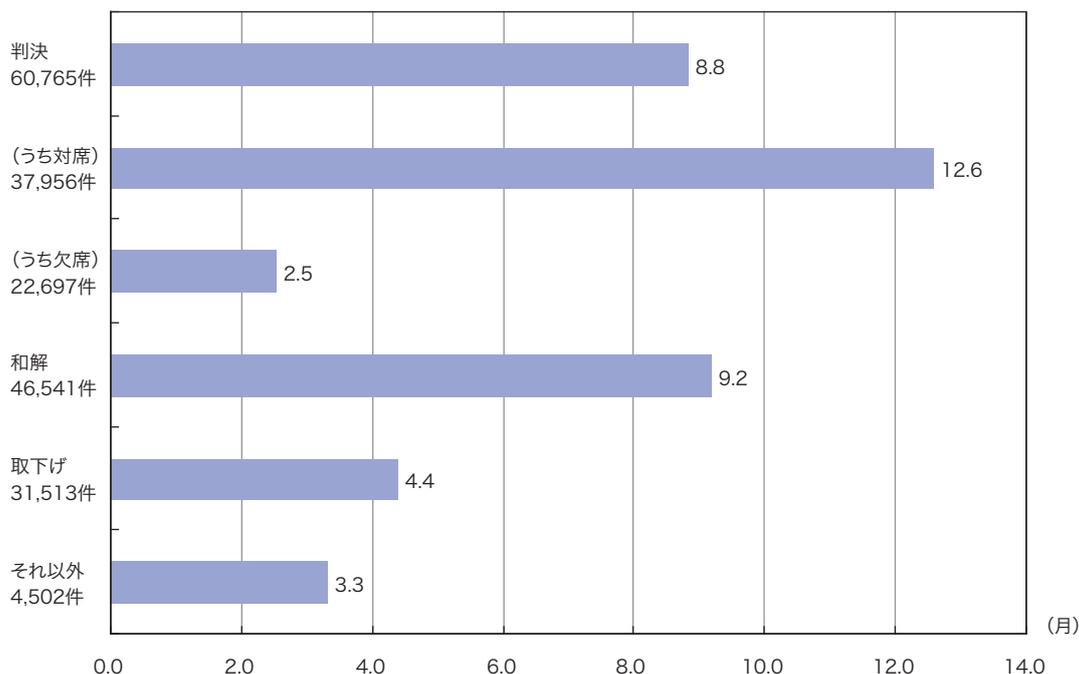
【表8】によれば、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが42.4%、和解で終局したものが32.5%、取下げで終局したものが22.0%、それ以外の事由で終局したものが3.1%となっている（第1回調査期間の既済事件では、それぞれ47.4%、35.5%、13.9%、3.2%。第1回報告書21頁【表9】参照）。

【図9】は、終局区分別の平均審理期間を示したものであるが、これによれば、判決で終局した事件の平均審理期間は8.8月（対席事件^{*7}では12.6月、欠席事件では2.5月）、和解で終局した事件の平均審理期間は9.2月、取下げで終局した事件の平均審理期間は4.4月である（第1回調査期間の既済事件では、判決で終局した事件が8.8月、うち対席事件が12.5月、欠席事件が2.6月、和解で終局した事件が9.1月、取下げで終局した事件が5.4月。第1回報告書21頁【図12】参照）。

【表8】 終局区分別の事件数及び事件割合

終 局 区 分	判決	60,765 42.4%
	うち対席 (%は判決に対する割合)	37,956 62.5%
	和解	46,541 32.5%
	取下げ	31,513 22.0%
	それ以外	4,502 3.1%

【図9】 終局区分別の平均審理期間

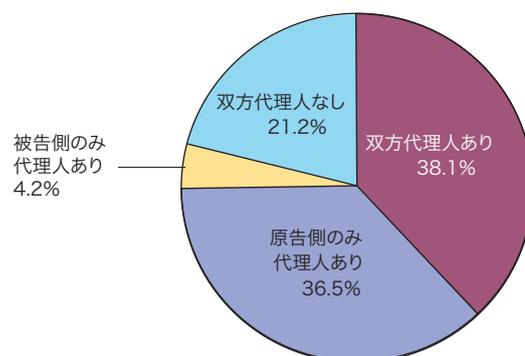


*7 事件票において、「対席事件」とは、「被告側当事者の口頭弁論期日における弁論」があった事件を指しており、被告が出頭して弁論をした場合だけでなく、不出頭であるが事前に答弁書を提出していたため、その記載事項を陳述したものとみなされた場合（いわゆる擬制陳述）をも含んでいる。これに対し、「欠席事件」には、①適法な呼出し（公示送達による呼出しを除く。）がされたのに、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかったため、訴状の記載事実を自白したものとみなされた場合（いわゆる擬制自白）や、②公示送達による呼出しがされ、被告が答弁書等を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合が含まれる。

○ 訴訟代理人の選任状況

【図10】は、訴訟代理人の選任状況を示したものである。これによれば、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は、全体の38.1%であり、これと原告側にのみ訴訟代理人が選任された事件（36.5%）又は被告側にのみ訴訟代理人が選任された事件（4.2%）とをそれぞれ合わせると、原告側に訴訟代理人が選任されている事件の割合は74.6%、被告側に訴訟代理人が選任されている事件の割合は42.3%となる。当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の割合は21.2%である（第1回調査期間の既済事件では、訴訟代理人が当事者双方に選任された事件が40.1%、原告側にのみ選任された事件が35.6%、被告側にのみ選任された事件が4.5%、当事者双方に選任されなかった事件が19.7%。第1回報告書47頁【図43】参照）。

【図10】 訴訟代理人の選任状況



○ 審理の状況

【表11】によれば、争点整理実施率（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が実施された事件の割合）は、36.2%である（第1回調査期間の既済事件では37.4%。第1回報告書20頁【表6】参照）。

【表11】 争点整理実施率

争点整理手続	実施件数	51,881
	実施率	36.2%

【表12】によれば、民事第一審訴訟事件において取り調べた平均人証数は0.5人であり、その内訳は、平均証人数が0.2人、平均本人数が0.3人である（第1回調査期間の既済事件では、平均人証数が0.6人、平均証人数が0.2人、平均本人数が0.3人。第1回報告書20頁【表7】参照）。人証調べを実施した事件に限ると、平均人証数は2.8人であり、その内訳は、平均証人数が1.1人、平均本人数が1.6人となる（第1回調査期間の既済事件では、平均人証数が2.7人、平均証人数が1.1人、平均本人数が1.6人。第1回報告書20頁【表7】参照）。

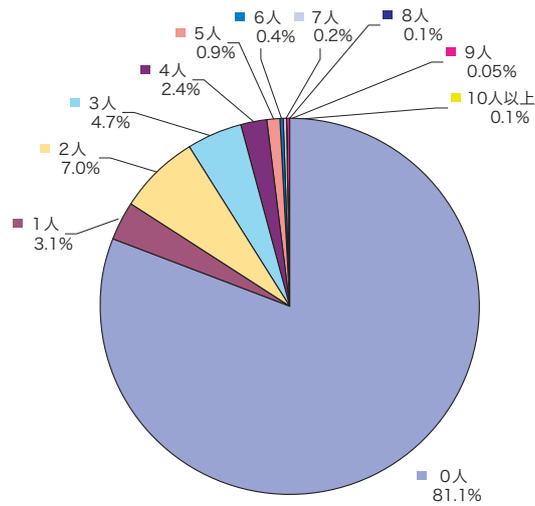
【表12】 平均人証数

人証調べ	平均人証数	0.5	平均人証数（人証調べ実施事件）	2.8	
	うち平均証人数	0.2		うち平均証人数	1.1
	うち平均本人数	0.3		うち平均本人数	1.6

※ 端数処理の関係で各内訳の人数の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

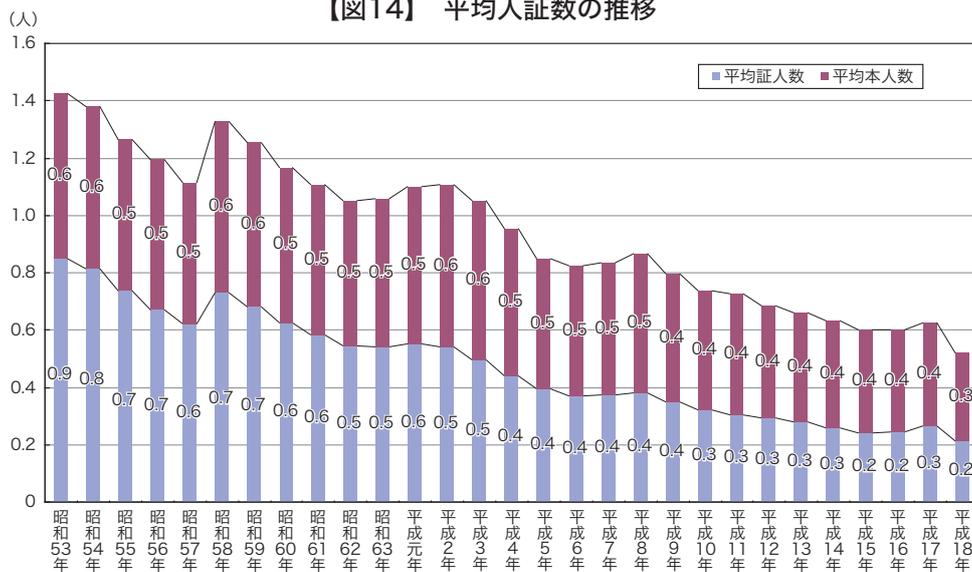
【図13】は、人証数の分布状況を示したものであるが、人証調べを実施しなかった事件が全体の81.1%を占めており（人証調べ実施率は18.9%）、人証数1人の事件が3.1%、2人の事件が7.0%、3人の事件が4.7%、4人以上の事件が4.1%となっている（第1回調査期間の既済事件では、人証調べを実施しなかった事件が78.8%、人証数1人の事件が3.4%、2人の事件が8.5%、3人の事件が4.9%、4人以上の事件が4.4%。第1回報告書32頁【図23】参照）。

【図13】 人証数の分布状況



【図14】は、平均人証数の経年推移を示したものであるが、ここ10年ほどの間、平均人証数はおおむね減少傾向にある。

【図14】 平均人証数の推移



人証以外の証拠調べの状況については、【表15】によれば、鑑定が実施された事件の割合（鑑定実施率）は、全体の0.9%であり、検証が実施された事件の割合（検証実施率）は0.2%である（第1回調査期間の既済事件では、鑑定実施率が1.1%、検証実施率が0.2%。第1回報告書20頁【表8】参照）。

【表15】 鑑定及び検証実施率

鑑定実施率	1,262件 0.9%
検証実施率	249件 0.2%

1.2.2 人証調べに関する状況

本件調査期間の民事第一審訴訟事件のうち、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.8月、平均人証調べ期間は0.9月、平均人証調べ期日回数は1.4回である。

人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなっているが、平均人証調べ期間の増加は比較的小幅なものである。また、審理期間全体に対する割合が最も大きいのは争点整理期間であり、審理期間全体に対する人証調べ期間の割合は比較的小さい。さらに、人証数が多い事件ほど、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数のいずれもが増加する傾向があるが、平均人証調べ期日回数の増加は、他の期日回数の増加よりも小幅なものである。

人証数が多い事件ほど審理期間が長くなっているのは、争点が多数であったり、事案が複雑であるなどの事由により、争点整理のための期日が増加し、そのための期間が長くなることの影響が大きいと考えられる。

人証数別の平均人証調べ期日回数等の統計データからは、集中証拠調べが裁判実務に浸透、定着してきたことが裏付けられていると考えられる。

第1回報告書では、人証数が多くなるに従い、平均審理期間が長くなり、平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数もおおむね増加する傾向にあることが指摘されていた。しかし、当時の事件票からは、人証調べに費やした期日回数や期間に関する情報を把握することができず、審理期間や口頭弁論期日回数の増加が、人証調べのための期間や期日の増加によるものか、それ以外の手続のための期間や期日の増加によるものかは明らかでなかった。

今回、事件票の調査項目を改訂した結果、本件調査期間では、「人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数」のデータを把握することが可能になったことから、これらのデータ項目により新たに明らかになった部分に重点を置きつつ、人証調べと審理期間との関係について検討することとする（事件票上、これらのデータにおける「人証調べ」には、証人尋問及び当事者尋問のほか、鑑定人質問をも含む。また、この項においては、特に断らない限り、人証調べを実施した事件を対象として検討する。）。

○ 人証調べと審理期間との関係

本件調査期間の既済事件のうち、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.8月であり（後掲【図18】）、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の2倍以上となっている。

【表16】によれば、人証調べを実施した事件の平均人証調べ期間⁸は0.9月にとどまり、上記の平均審理期間（18.8月）に対する割合は4.8%にすぎない。

また、【表17】によれば、人証調べを実施した事件の平均全期日回数は10.3回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は5.0回、平均争点整理期日回数は5.3回である。人証調べが実施された期日の平均回数（平均人証調べ期日回数）は1.4回であり、その平均全期

【表16】 平均人証調べ期間

平均人証調べ期間（月）	0.9
-------------	-----

【表17】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均全期日回数	10.3
平均口頭弁論期日回数	5.0
平均争点整理期日回数	5.3
平均人証調べ期日回数	1.4

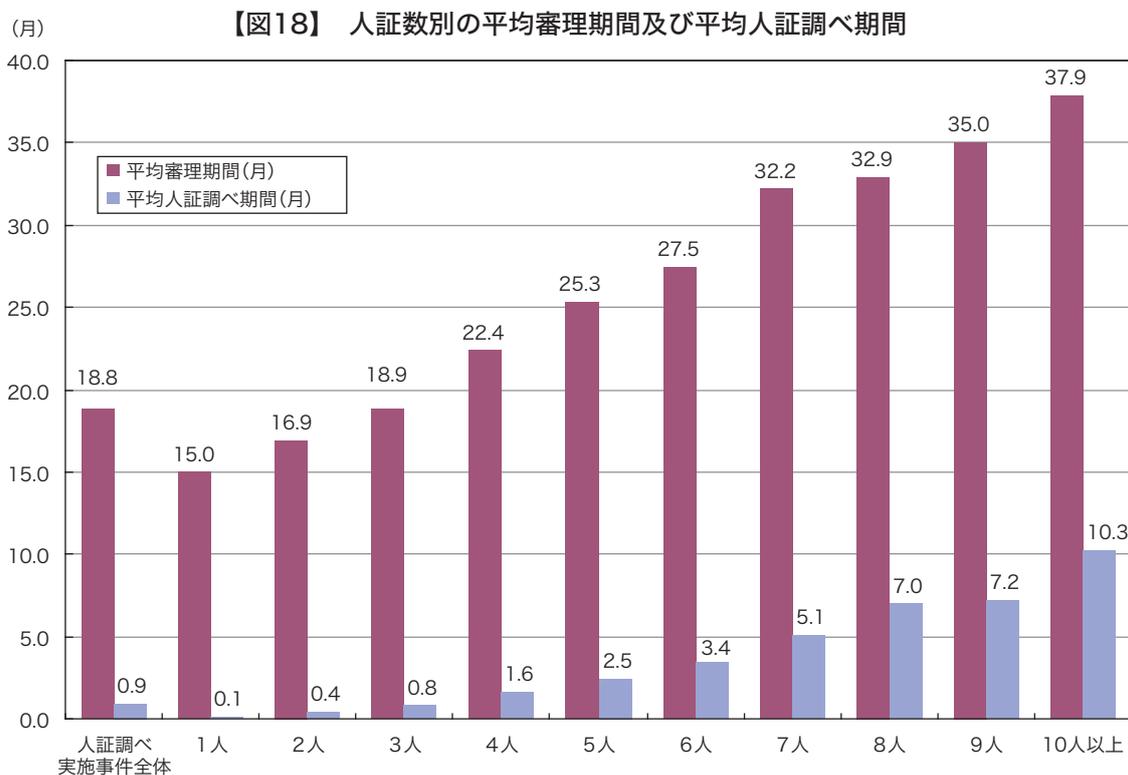
*8 「人証調べ期間」は、「人証調べ開始日」（最初の人証調べを実施した日）から「人証調べ終了日」（最後の人証調べを実施した日）までの期間を指している。1日で人証調べが終了した場合には、0.03月として算定している。また、人証調べ開始日と終了日の間に争点整理手続や和解のための期間が入っていても、人証調べ期間は、それを含んだ長さの期間として算定されている。

II 民事訴訟事件に関する分析

日回数に対する割合は13.6%，平均口頭弁論期日回数に対する割合は28.0%にとどまっている。

(人証調べ期間と審理期間等との関係)

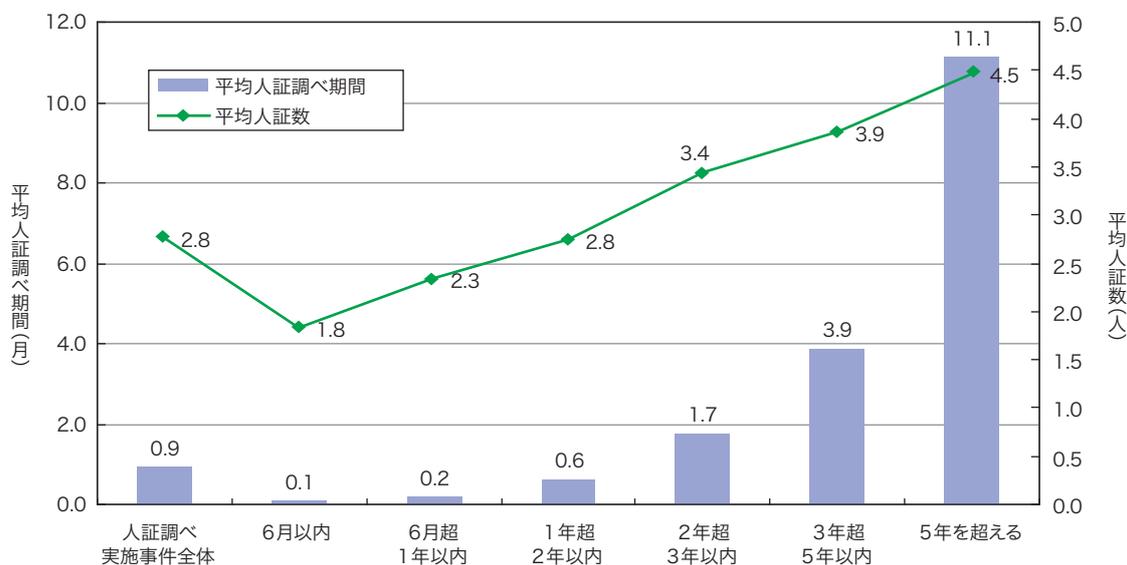
【図18】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものであり、これによれば、人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなっている。しかし、平均人証調べ期間の平均審理期間に対する割合は低く、最大でも27%余り（人証数が10人以上の事件）である。また、人証調べを実施した事件全体の大部分を占める人証数が5人までの事件では、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅が、平均審理期間の増加幅より顕著に小さくなっており（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は10.3月増加しているが、平均人証調べ期間は2.4月しか増加していない。）、人証数の増加による平均審理期間の増加は、主として人証調べ以外の期間が増加することによってもたらされていると考えられる。また、人証数が5人を超える事件では、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅も大きくなっている（例えば、人証数が1人の事件と10人以上の事件とを比較すると、平均審理期間が22.9月増加しているのに対し、平均人証調べ期間は10.2月増加している。）が、それでも、平均人証調べ期間の増加幅が平均審理期間の増加幅に占める割合は5割を下回っている。



人証数	人証調べ実施事件全体	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
事件数	27,055	4,392	9,967	6,761	3,391	1,320	538	294	139	65	188
平均審理期間(月)	18.8	15.0	16.9	18.9	22.4	25.3	27.5	32.2	32.9	35.0	37.9
平均人証調べ期間(月)	0.9	0.1	0.4	0.8	1.6	2.5	3.4	5.1	7.0	7.2	10.3
平均人証調べ期間の平均審理期間に対する割合	4.8%	0.7%	2.2%	4.3%	7.1%	9.7%	12.5%	15.8%	21.2%	20.4%	27.1%

さらに、審理期間別の平均人証調べ期間及び平均人証数を示した【図19】によれば、審理期間が長い事件ほど、平均人証調べ期間が長くなり、平均人証数も増加している。しかし、平均人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、平均人証調べ期間は、審理期間が2年以内の事件では1月を大きく下回っており、審理期間が5年を超える事件であっても、1年に達していない。

【図19】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均人証調べ期間及び平均人証数



そうすると、人証数の多い事件の審理期間が長くなる要因としては、人証調べ期間の増加だけではなく、それ以外の期間が増加することによる影響も大きいと思われるので、更に長期化の要因を探るため、審理の各手続段階ごとの期間を見ることとする。

【図20】は、人証調べを実施して判決で終局した事件を対象に、審理期間を、①訴え提起から第1回口頭弁論期日まで、②第1回口頭弁論期日から人証調べ開始まで（争点整理期間）、③人証調べの開始から終了まで（人証調べ期間）、④人証調べ終了から口頭弁論終結まで、⑤口頭弁論終結から判決言渡しまでの5つの手続段階に分け、それぞれの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものである（人証調べを実施した上で判決で終局した事件に限っているため^{*9}、人証調べを実施した全事件を対象とする【図18】とは数値が若干異なる。）。これによれば、人証数にかかわらず、審理期間全体に対する割合が最も大きいのは争点整理期間（上記②）である。争点整理期間は、人証数が多い事件ほど、おおむね長くなっているが、その審理期間全体に対する割合は、おおむね人証数が増えるに従い減少している（人証数1人の事件では61.8%であるのに対し、人証数10人以上の事件では47.5%である。）。他方、人証数が多い事件ほど、人証調べ期間（上記③）も長くなり、その審理期間全体に対する割合もおおむね増加しているが、その割合は最大でも26.7%（人証数10人以上の事件）にとどまる。

また、【図21】は、上記の各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、審理期間別に示したものである（人証調べを実施した上で判決で終局した事件に限っているため、人証調べを実施した全事件を対象とする【図19】とは数値が若干異なる。）。これによれば、審理期間が6月を超える事件では、審理期間全体に対する各期間の割合は、争点整理期間が54.3%から62.4%、人証調べ終了から口頭弁論終結

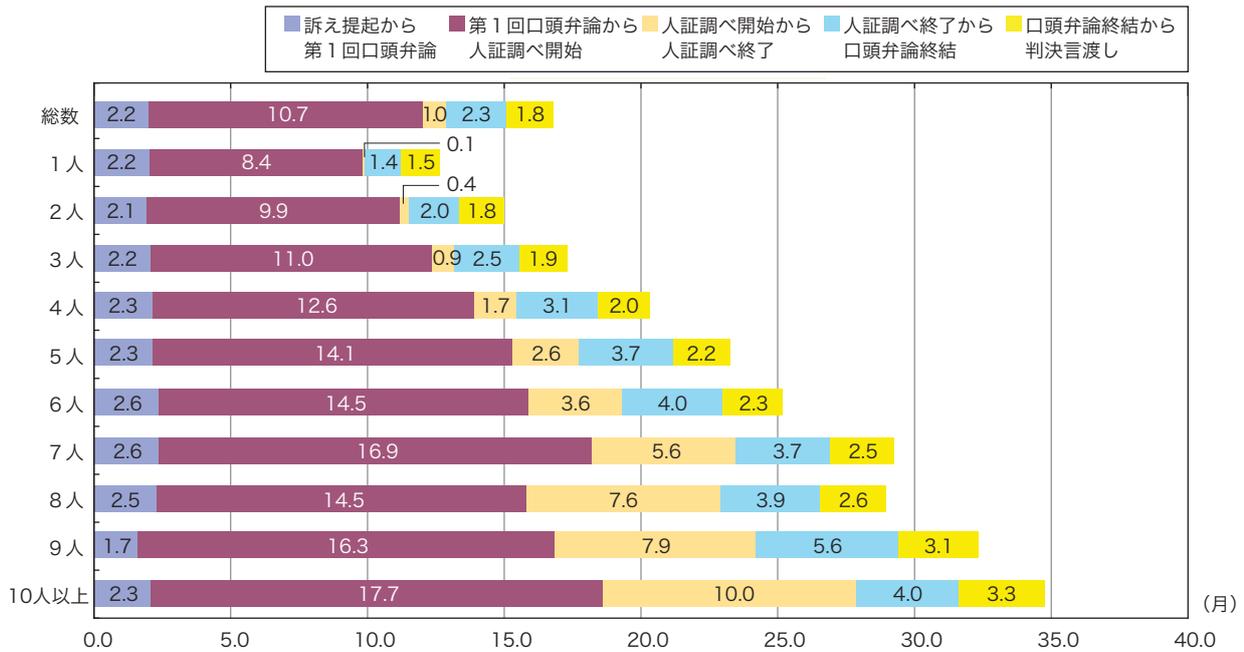
*9 判決以外の終局事由により終局した事件をも対象とすると、上記③や④の手続段階の途中で終局しているものも含まれることになり、各手続段階ごとの期間の分析には必ずしも適切とはいえないため、ここでは、判決で終局した事件に限ったデータに基づき、分析している。

II 民事訴訟事件に関する分析

までの期間(上記④)が8.6%から19.6%となっているのに対し、人証調べ期間は1.8%から14.9%にとどまっている。

以上の検討によれば、人証数が多い事件ほど審理期間が長くなるのは、人証調べのための期間が増加することも影響しているが、それ以上に、多数の人証調べを必要とするような争点多数あるいは事案複雑等の事由により争点整理期間が長くなったことによる影響が大きいのではないかと考えられる。

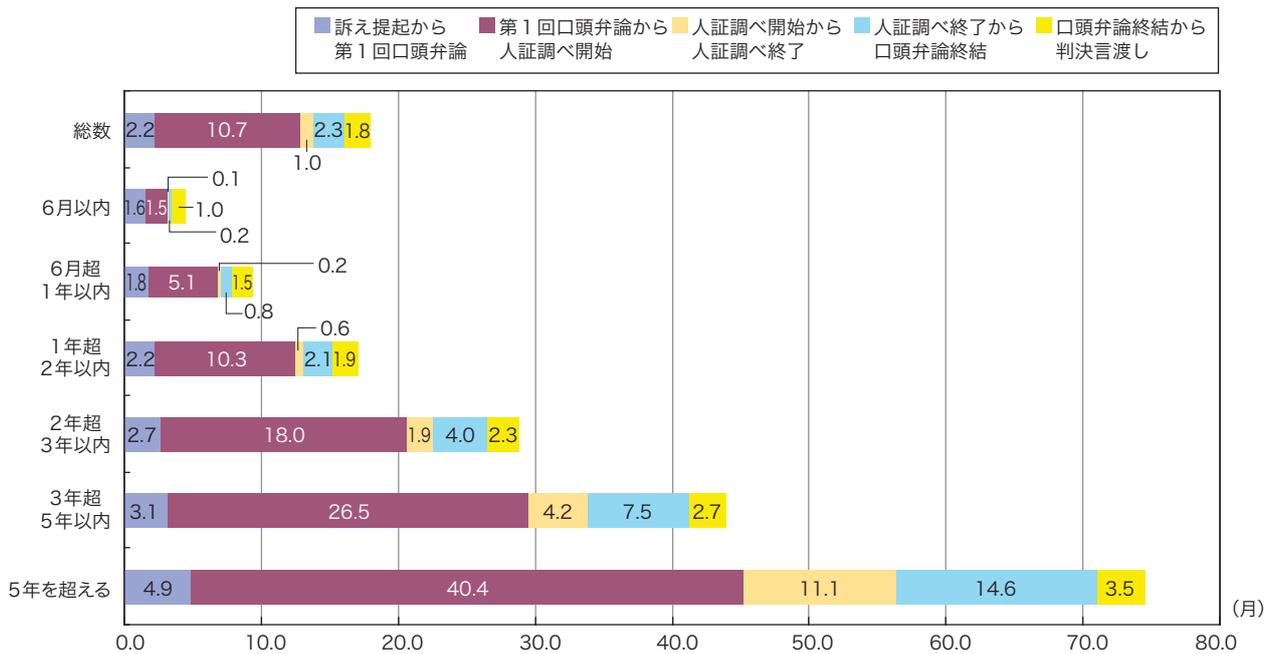
【図20】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況



人証数	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	19,161	2.2	10.7	1.0	2.3	1.8	18.0
		12.2%	59.3%	5.3%	13.0%	10.2%	100.0%
1人	3,445	2.2	8.4	0.1	1.4	1.5	13.6
		16.0%	61.8%	0.5%	10.4%	11.3%	100.0%
2人	7,013	2.1	9.9	0.4	2.0	1.8	16.1
		13.1%	61.4%	2.3%	12.4%	10.9%	100.0%
3人	4,560	2.2	11.0	0.9	2.5	1.9	18.5
		11.9%	59.6%	4.7%	13.7%	10.2%	100.0%
4人	2,302	2.3	12.6	1.7	3.1	2.0	21.8
		10.6%	57.8%	7.7%	14.5%	9.4%	100.0%
5人	950	2.3	14.1	2.6	3.7	2.2	24.9
		9.4%	56.4%	10.5%	14.8%	8.9%	100.0%
6人	383	2.6	14.5	3.6	4.0	2.3	27.0
		9.6%	53.7%	13.4%	14.7%	8.7%	100.0%
7人	212	2.6	16.9	5.6	3.7	2.5	31.3
		8.2%	54.0%	18.0%	11.8%	7.9%	100.0%
8人	101	2.5	14.5	7.6	3.9	2.6	31.1
		8.1%	46.5%	24.4%	12.7%	8.3%	100.0%
9人	55	1.7	16.3	7.9	5.6	3.1	34.7
		5.0%	47.1%	22.7%	16.2%	9.0%	100.0%
10人以上	140	2.3	17.7	10.0	4.0	3.3	37.2
		6.1%	47.5%	26.7%	10.8%	8.9%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間と必ずしも一致しない。

【図21】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況



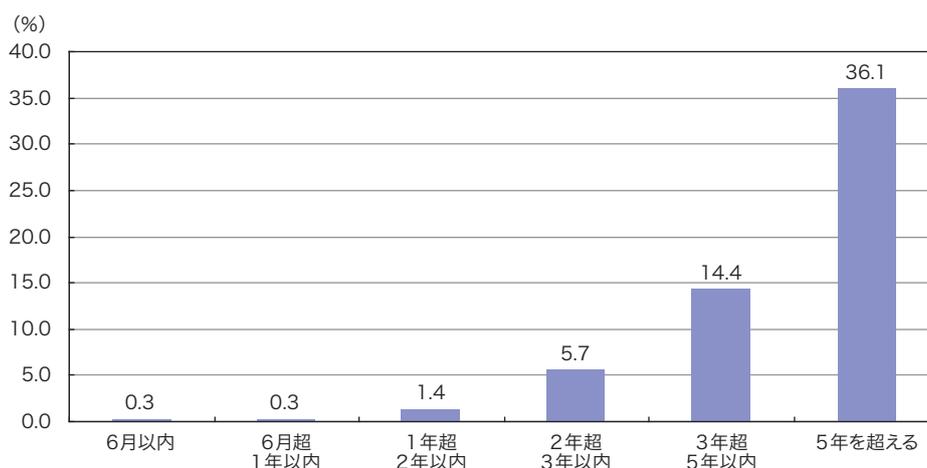
審理期間	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終結(月)	口頭弁論終結から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	19,161	2.2 12.2%	10.7 59.3%	1.0 5.3%	2.3 13.0%	1.8 10.2%	18.0 100.0%
6月以内	1,302	1.6 36.0%	1.5 35.1%	0.1 1.4%	0.2 4.8%	1.0 22.7%	4.4 100.0%
6月超1年以内	5,122	1.8 19.1%	5.1 54.3%	0.2 1.8%	0.8 8.6%	1.5 16.2%	9.3 100.0%
1年超2年以内	8,654	2.2 12.8%	10.3 60.5%	0.6 3.6%	2.1 12.2%	1.9 11.0%	17.0 100.0%
2年超3年以内	2,752	2.7 9.4%	18.0 62.4%	1.9 6.4%	4.0 13.8%	2.3 7.9%	28.8 100.0%
3年超5年以内	1,123	3.1 7.1%	26.5 60.2%	4.2 9.6%	7.5 17.0%	2.7 6.2%	44.0 100.0%
5年を超える	208	4.9 6.5%	40.4 54.3%	11.1 14.9%	14.6 19.6%	3.5 4.7%	74.5 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

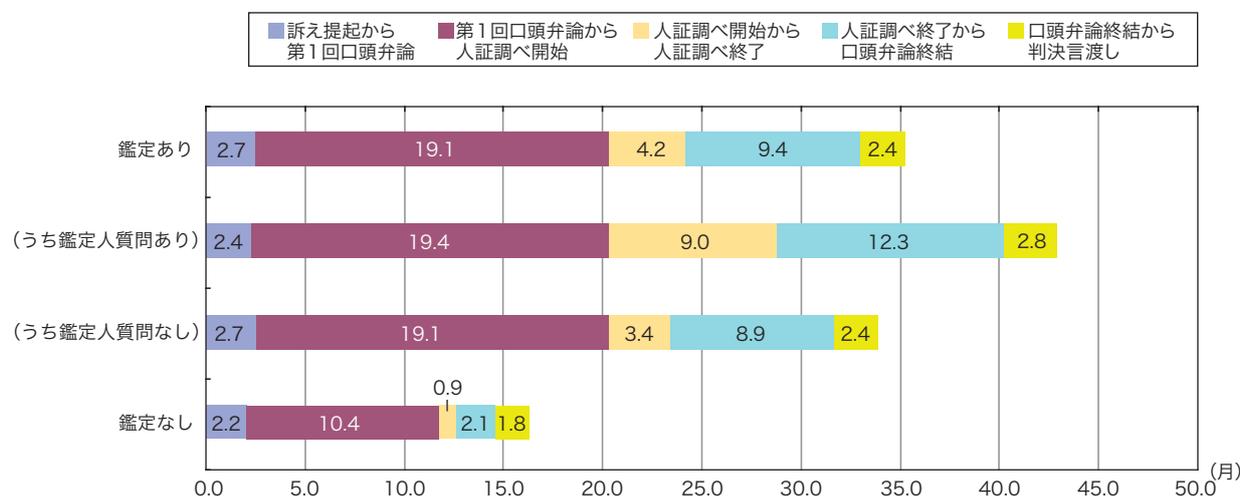
なお、【図21】の審理期間が5年を超える事件では、人証調べ期間や人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間もかなり長くなっている。これらの期間においては、和解が試みられている可能性があるほか、審理期間が5年を超える事件の鑑定実施率が36.1%であること（【図22】）からすると、これらの期間に鑑定が実施されている事件^{*10}も相当数あるのではないかと推測される。そこで、人証調べを実施して判決で終局した事件について鑑定の有無別に各手続段階ごとの平均期間を示した【図23】を見ると、鑑定を実施した事件では、人証調べ終了後口頭弁論終結までの期間が長くなっており、そのうち鑑定人質問を実施した事件では、人証調べ期間も相当長くなっており、上記の推測と符合している。

*10 証人尋問や当事者尋問がすべて終了した後には鑑定が行われたケースにおいて、鑑定人質問が実施された場合には、統計上、「人証調べ」に鑑定人質問も含まれることから、その前の鑑定に要した期間も「③人証調べの開始から終了まで」の期間（人証調べ期間）に含まれる。これに対し、上記のケースにおいて、鑑定書が提出されたが鑑定人質問はされなかった場合には、鑑定に要した期間は「④人証調べ終了から口頭弁論終結まで」の期間に含まれることになる。

【図22】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の鑑定実施率



【図23】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間の状況



	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
鑑定あり	531	2.7	19.1	4.2	9.4	2.4	37.8
うち鑑定人質問あり	78	2.4	19.4	9.0	12.3	2.8	46.0
うち鑑定人質問なし	453	2.7	19.1	3.4	8.9	2.4	36.3
鑑定なし	18,630	2.2	10.4	0.9	2.1	1.8	17.5
		7.1%	50.6%	11.1%	24.8%	6.5%	100.0%
		5.3%	42.2%	19.5%	26.8%	6.2%	100.0%
		7.4%	52.4%	9.2%	24.4%	6.5%	100.0%
		12.5%	59.9%	5.0%	12.2%	10.5%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間と必ずしも一致しない。

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

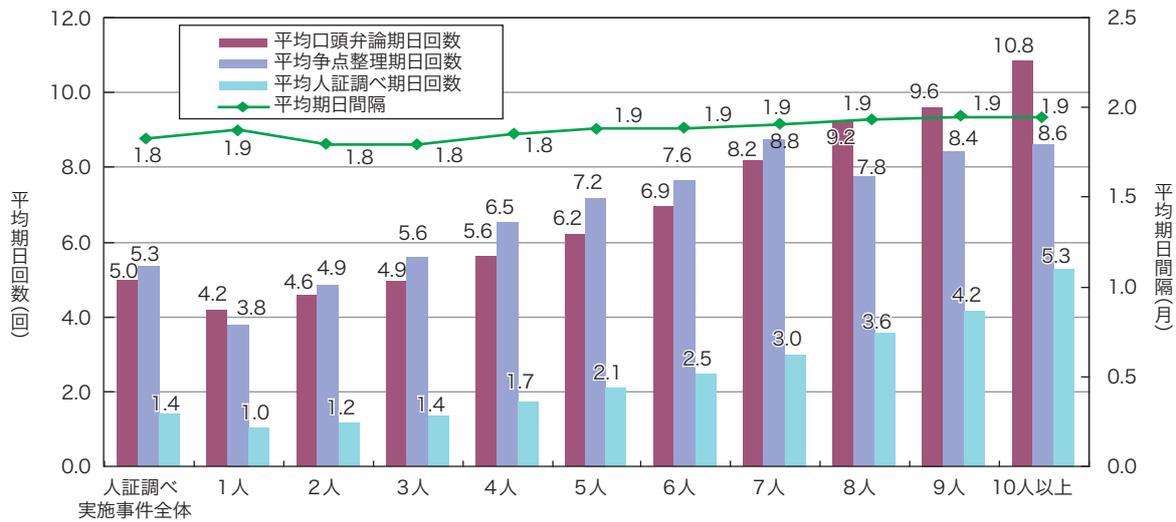
人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図24】によれば、人証数が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するという傾向がある。もっとも、人証調べを実施した事件全体の大部分を占める人証数が5人までの事件では、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅が、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている(例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数は2.0回、平均争点整理期日回数は3.4回増加しているが、平均人証調べ期日回数は1.1回しか増加していない)。また、人証数が5人を超える事件においては、人証数の増加による平均

人証調べ期日回数の増加も大きくなっている（例えば、人証数が1人の事件と10人以上の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数が6.6回、平均争点整理期日回数が4.8回増加しているのに対し、平均人証調べ期日回数も4.3回増加している。）が、それでも、平均争点整理期日回数の増加幅が平均人証調べ期日回数の増加幅を上回っている。他方、平均期日間隔は、ほとんど変わらない。

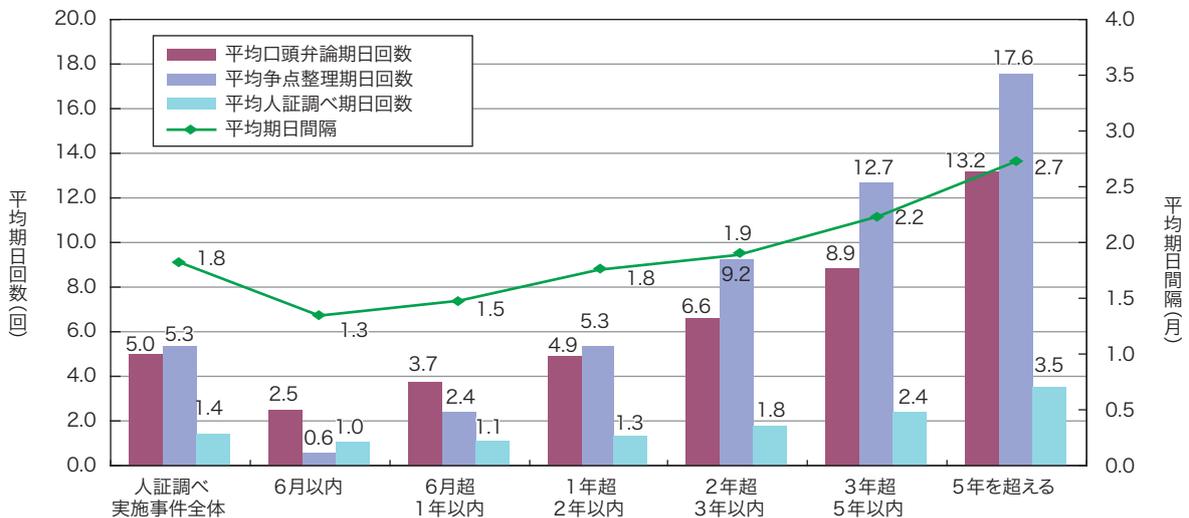
さらに、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図25】によれば、審理期間が長い事件ほど、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するが、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅の合計は、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。他方、審理期間の長い事件ほど、平均期日間隔が長くなっているが、これは、審理期間の長い事件の中に、鑑定を実施した事件（鑑定実施中には期日が開かれないことが多い。）や付調停があった事件（調停期日は統計上期日としてカウントされない。）が多く含まれることなどが影響している可能性がある（第1回報告書30頁参照）。

以上によれば、人証数の多い事件ほど審理期間が長くなっている（【図18】参照）のは、人証調べ期日回数が増えることも影響しているものの、それ以上に、口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数が増加していることの影響の方が大きいと考えられる。

【図24】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔



【図25】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔



○ 集中証拠調べの状況

前記のとおり、人証調べを実施した事件の平均人証調べ期間は0.9月、平均人証調べ期日回数は1.4回である。また、人証数が多い事件では審理期間が長くなる傾向があるが、人証調べに要する期間や期日回数が審理期間に及ぼす影響は小さい。これは、争点整理終了後に集中して人証調べを実施するという「集中証拠調べ」が、裁判実務で浸透、定着してきたことによるものと思われる。そこで、以下では、人証調べの実施状況に関するデータを見ていくこととする。

【表26】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが、これによると、人証調べを実施した事件の74.0%（2万0021件）が、1回の期日で人証調べを終えており、92.7%（2万5073件）が2期日以内で人証調べを終えている。

【図24】の人証数別の平均人証調べ期日回数を見ると、平均人証調べ期日回数は、人証数1人から4人までの事件で1回以上2回未満、5人及び6人の事件で2回以上3回未満、7人及び8人の事件で3回以上4回未満、9人の事件で4.2回、10人以上の事件で5.3回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。また、【図18】の人証数別の平均人証調べ期間を見ると、人証数5人までの事件の平均人証調べ期間は3月未満となっている。

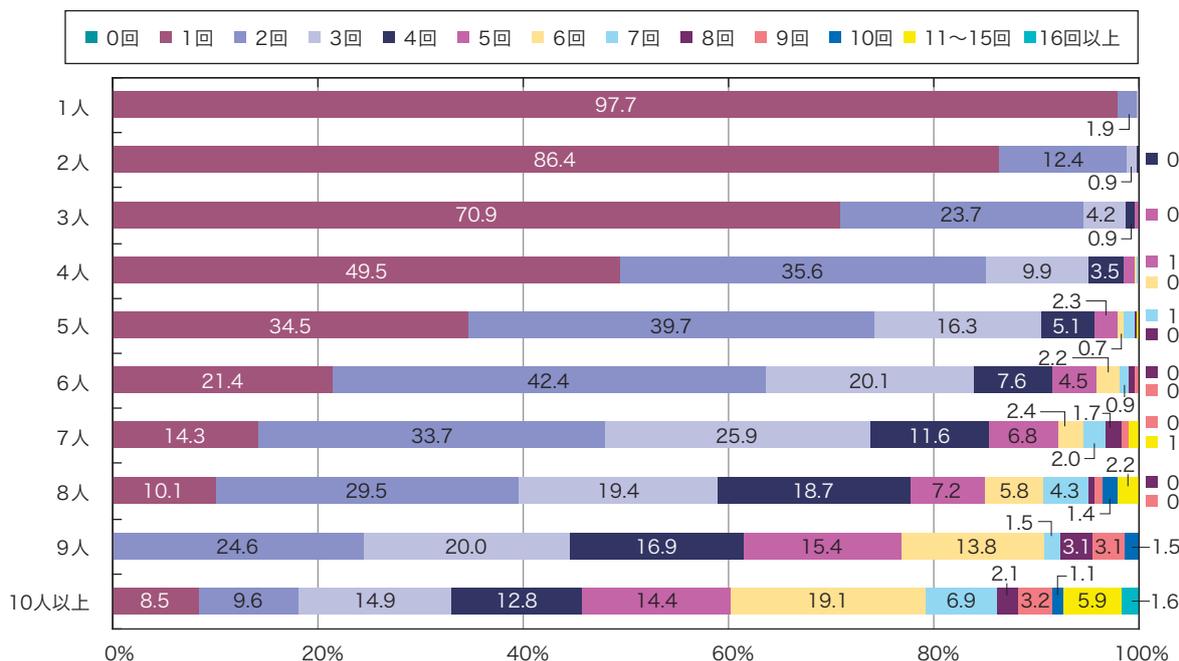
他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図27】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では97.7%、2人の事件では86.4%、3人の事件では70.9%となっている。

以上によれば、統計データからも、集中証拠調べの実施の浸透、定着が裏付けられていると考えられる。

【表26】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	20,021	74.0%
2回	5,052	18.7%
3回	1,181	4.4%
4回	404	1.5%
5回	186	0.7%
6回	92	0.3%
7回	48	0.2%
8回	17	0.1%
9回	15	0.1%
10回	5	0.02%
11～15回	19	0.1%
16回以上	3	0.01%
合計	27,043	100.0%

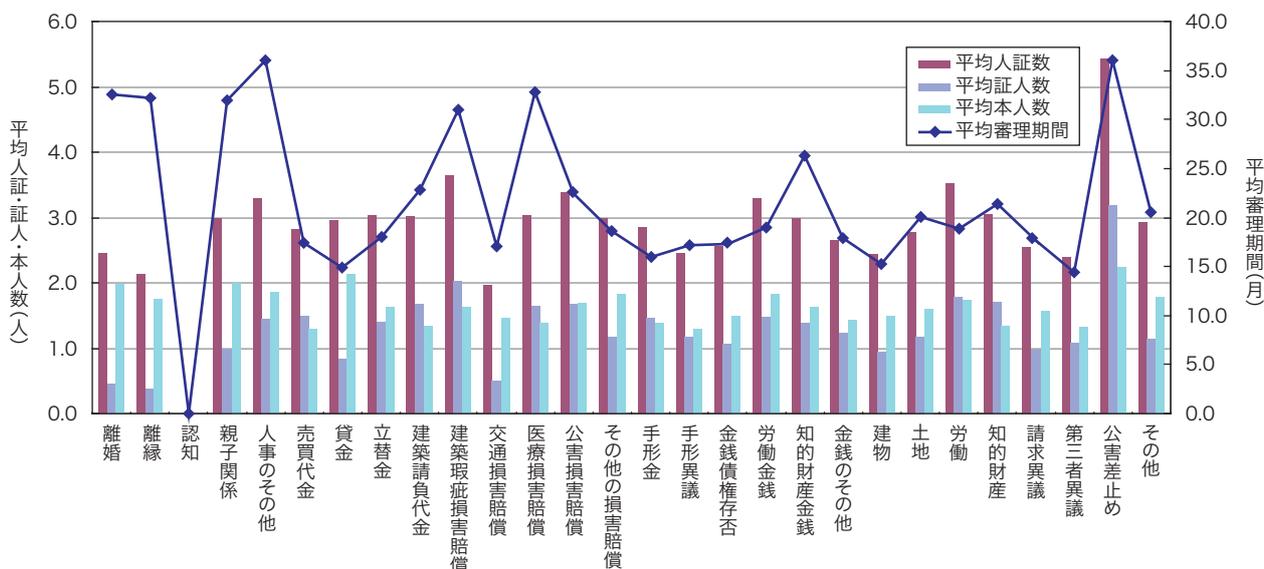
【図27】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況



○ 事件類型別の人証調べ期間等の状況

【図28】は、人証調べを実施した事件について、事件類型別の平均人証数並びにその内訳である平均証人数及び平均本人数を示したものである。これによれば、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」、「公害差止め」等の平均人証数が多く、これらの事件類型では、民事第一審訴訟事件全体の場合（【表12】）と異なり、平均証人数が平均本人数を上回る傾向にあることが分かる。

【図28】 人証調べを実施した事件における事件類型別の平均人証数等

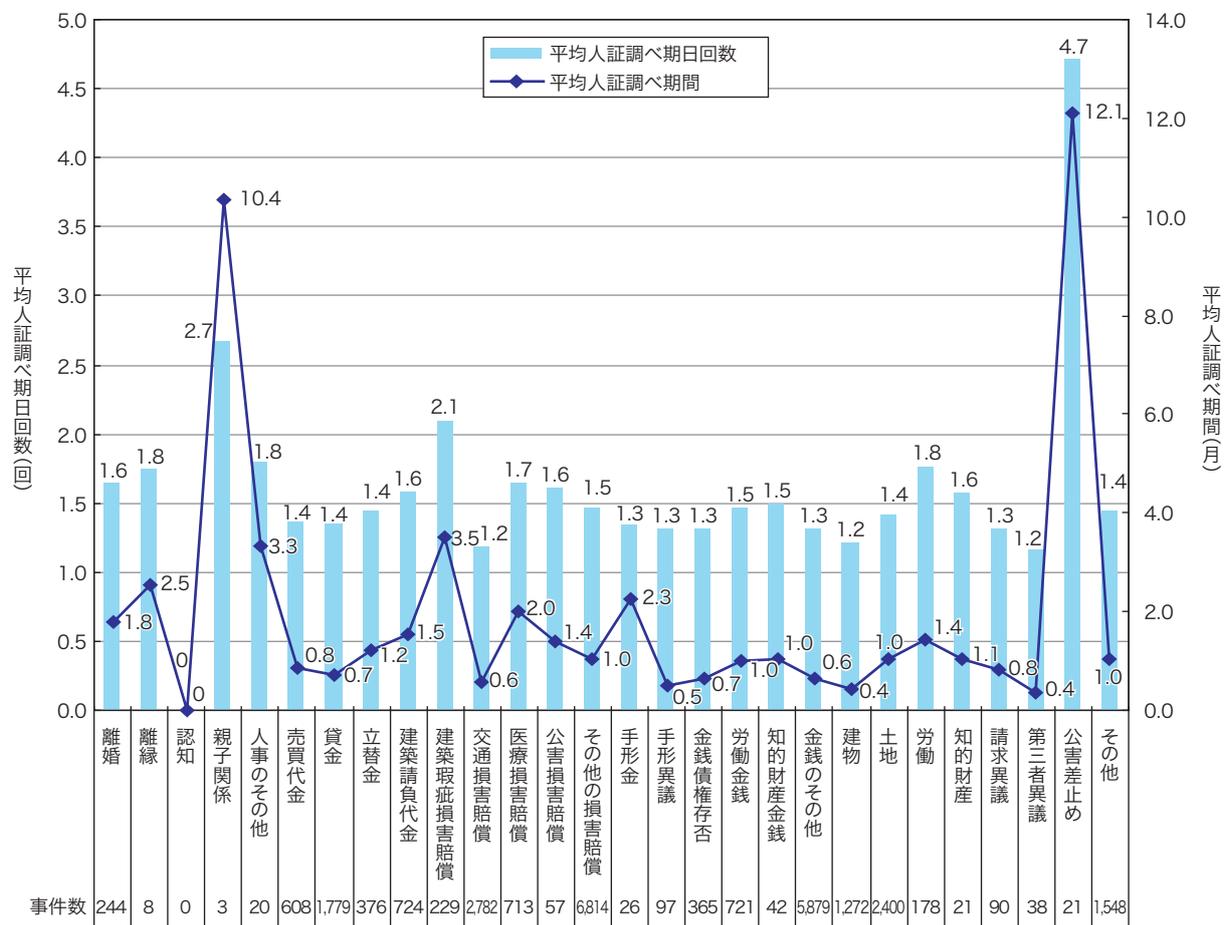


事件の種類	総数	人 事														金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他												
審理期間	平均審理期間(月)	18.8	32.5	32.3	0	32.0	36.0	17.4	14.8	18.0	22.9	30.9	17.0	32.8	22.4	18.6	16.0	17.1	17.3	19.0	26.4	17.9	15.3	20.1	18.9	21.4	17.6	14.4	36.0	20.6			
人証調べ	平均人証数	2.8	2.4	2.1	0	3.0	3.3	2.8	3.0	3.0	3.0	3.6	2.0	3.0	3.4	3.0	2.8	2.5	2.6	3.3	3.0	2.6	2.4	2.8	3.5	3.0	2.5	2.4	5.4	2.9			
	うち平均証人数	1.1	0.5	0.4	0	1.0	1.5	1.5	0.8	1.4	1.7	2.0	0.5	1.6	1.7	1.2	1.5	1.2	1.1	1.5	1.4	1.2	0.9	1.2	1.8	1.7	1.0	1.1	3.2	1.1			
	うち平均本人数	1.6	2.0	1.8	0	2.0	1.9	1.3	2.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	1.7	1.8	1.4	1.3	1.5	1.8	1.6	1.4	1.5	1.6	1.7	1.3	1.6	1.3	2.2	1.8			

II 民事訴訟事件に関する分析

【図29】は、事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間を示したものである。事件数の少ない「公害差止め」(21件)、「親子関係」(3件)を除くと、平均人証調べ期日回数は、「建築瑕疵損害賠償」が2.1回で最も多く、平均人証調べ期間も、「建築瑕疵損害賠償」が3.5月と最も長い。

【図29】 事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間



1.2.3 上訴に関する状況

本件調査期間の民事第一審訴訟事件の上訴率は16.8%である。

審理期間が長く、期日回数が多い事件ほど、上訴率が高くなっている。この要因としては、審理期間が長く、期日回数が多い事件ほど、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件が多く含まれていることなどが考えられる。

上訴がされた事件の第一審における平均審理期間は、上訴がされなかった事件の平均審理期間の2倍以上となっている。

平成18年1月1日から、地方裁判所の民事第一審訴訟事件の事件票において、「上訴の有無」のデータを収集することになったので、以下、本件調査期間の既済事件について、これに関連する統計データを見ることとする。

○ 上訴率等

（上訴率及び上訴事件割合）

【表30】によれば、判決で終局した事件のうち上訴（ここでは控訴）がされた事件の割合（上訴率）は、16.8%である^{*11}。これに対し、判決以外の事由で終局した事件をも含む全既済事件数に対する上訴がされた事件の割合（以下「上訴事件割合」という。）は、7.1%である^{*12}。

上訴率は、第一審の判決に対する不服申立ての割合を示すのに対し、上訴事件割合は、第一審に係属し終局した全事件のうち、第一審で確定せずに上訴審に移行した事件の割合を示している（上訴事件割合7.1%を逆から見ると、92.9%の事件が第一審で決着したといえる。）。

【表30】 上訴率及び上訴事件割合

上 訴 率	16.8%
上訴事件割合	7.1%

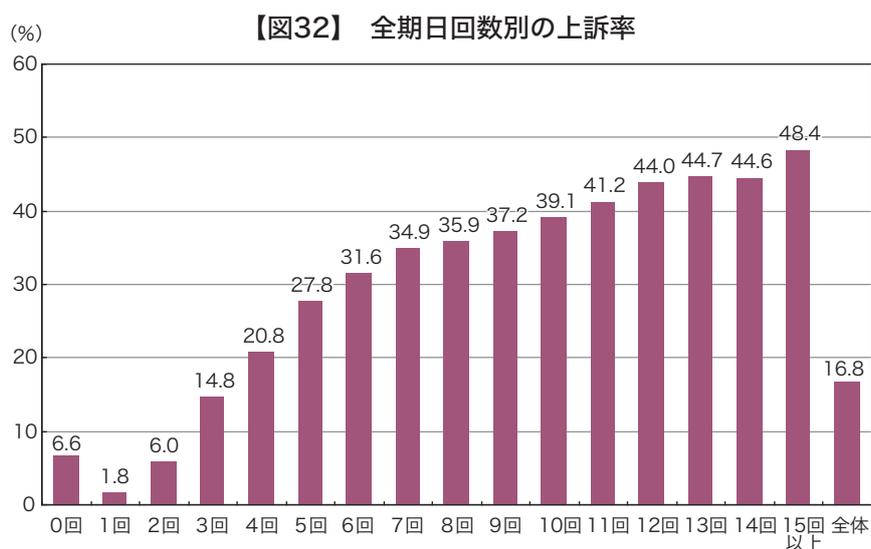
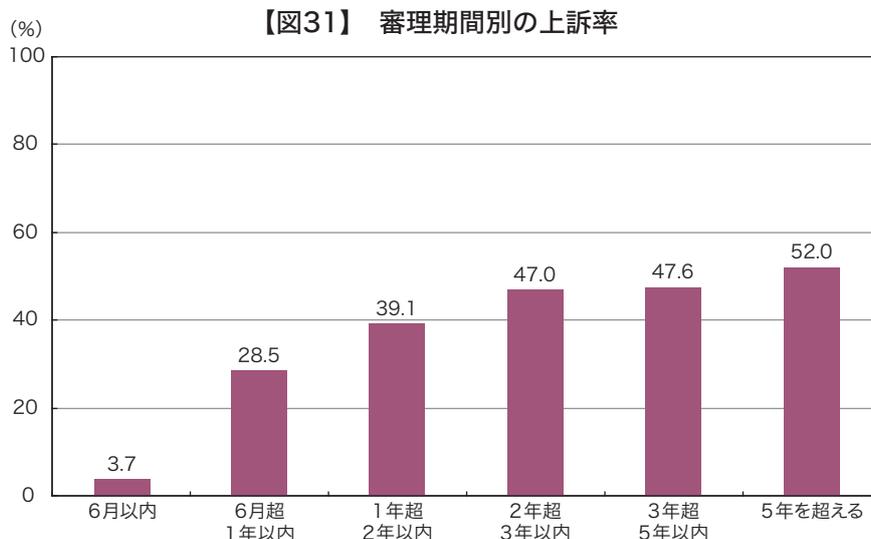
（審理期間別・期日回数別の上訴率）

審理期間別の上訴率を示した【図31】及び全期日回数別の上訴率を示した【図32】によれば、審理期間が長く、期日回数が多い事件ほど、上訴率が高くなっている。これは、審理期間が長く、期日回数が多い事件ほど、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるからではないかと推測される。審理期間が6月以内の事件の上訴率は3.7%、全期日回数1回の事件の上訴率は1.8%と極めて低いが、これは、い

*11 最高裁判所事務総局民事局「平成17年民事事件の概況」法曹時報58巻11号28頁に掲載している平成17年の民事第一審訴訟事件（地方裁判所）についての「控訴提起率」は22.7%であり、本文に記した平成18年の上訴率（控訴率）16.8%との差が大きい。このような差が生じる理由は、次のとおりであると考えられる。前者（控訴提起率）は、「控訴提起事件の新受件数」を判決で終局した第一審訴訟事件の数で除した割合であり、推計的な算定方法による数値である。事件票で「上訴の有無」のデータが取れるようになる前には、このような推計的な手法で算定するしかなかった。この算定方法によると、1件の終局事件に対し、原告と被告の双方から控訴が提起された場合には、「控訴提起事件の新受件数」を2件と数えるため、終局事件に対する上訴の有無を問題とする本報告書の上訴率よりも数値が大きくなる。なお、この推計的な算定方法で平成18年の「控訴提起率」を計算すると、22.1%となる。

*12 本文に掲げた上訴率及び上訴事件割合の算出の基礎となる事件には、被告が口頭弁論に出頭しないまま請求認容判決（いわゆる欠席判決）がされた事件や自白に基づく判決がされた事件など実質的な争いのない事件も含まれている。

いわゆる欠席判決や自白に基づく判決がされた事件など実質的な争いのない事件が多数含まれているためであると考える^{*13}。

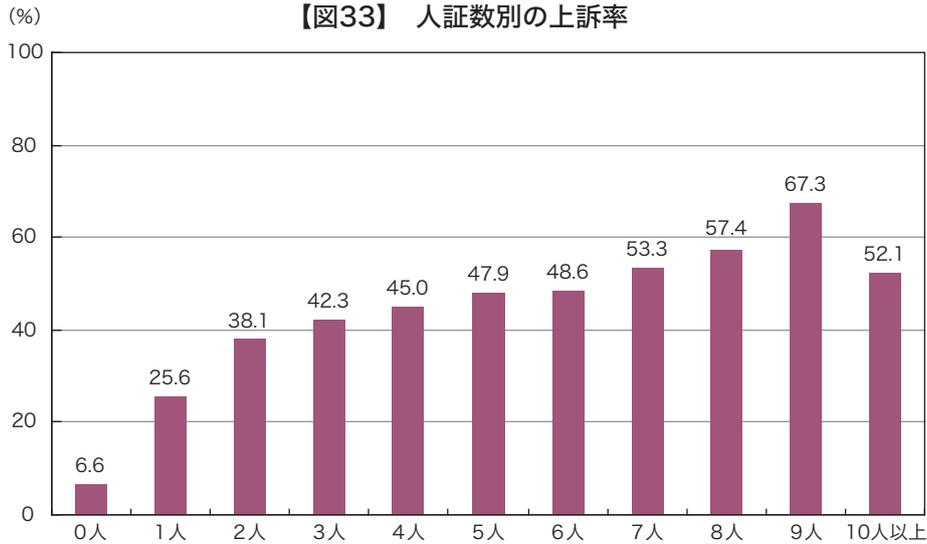


(人証数別の上訴率)

【図33】は、人証数別の上訴率を示したものである。人証数が9人までの事件では、人証数が多い事件ほど上訴率が高くなっている。人証数の多い事件には、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるからではないかと推測される。他方、人証調べが実施されなかった事件の上訴率が6.6%と低くなっているが、人証調べが実施されなかった事件には、いわゆる欠席判決や自白に基づく判決がされた事件など実質的な争いのない事件が多数含まれているためであると推測される。

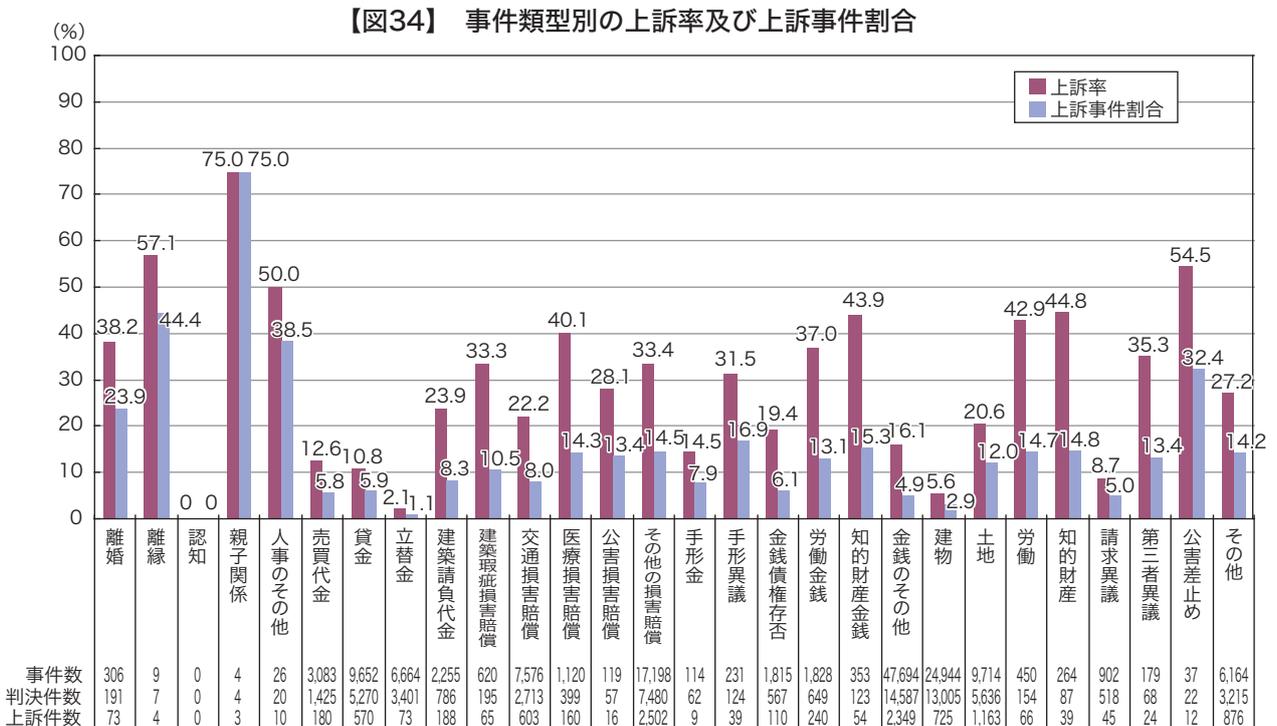
*13 実際のところ、審理期間が6月以内の判決で終局した事件のうち、いわゆる欠席判決がされた事件の割合は60.3%に上り、同事件についての上訴率は1.0%にすぎない（これに対し、審理期間が6月を超えて1年以内の判決で終局した事件のうち、いわゆる欠席判決がされた事件の割合は、4.7%にすぎない）。また、全期日回数1回の事件のうち、いわゆる欠席判決がされた事件の割合は70.4%に上るところ、同事件についての上訴率は0.9%にすぎない。

なお、全期日回数0回の事件の上訴率は6.6%であり、全期日回数1回の事件に比べてやや高くなっているが、全期日回数0回の事件は、いずれも、口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をしたケースであり、このような形で訴えを却下されたことを不服として控訴をすることがあるものと思われる。



（事件類型別の上訴率）

【図34】は、事件類型別の上訴率及び上訴事件割合を示したものである。上訴率が比較的高い事件類型は、人事訴訟を除けば^{*14}、「公害差止め」(54.5%)、「知的財産」(44.8%)、「知的財産金銭」(43.9%)、「労働」(42.9%)、「医療損害賠償」(40.1%)などであるが、これらは、いずれも事案の内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件が多いためではないかと推測される。ただし、これらの事件では、「公害差止め」を除き、上訴率に比べて上訴事件割合はさほど高くなっておらず、このことは、判決によらずに和解等で終局した事件の割合が高いことを示している。その反面、和解に向けて相当のエネルギーと時間を注いだにもかかわらず、結果的に和解に至らず、判決により終局した事案では、不利な判決を受けた当事者が納得せずに上訴をする事件が多くなる傾向があるのではないかとと思われる。

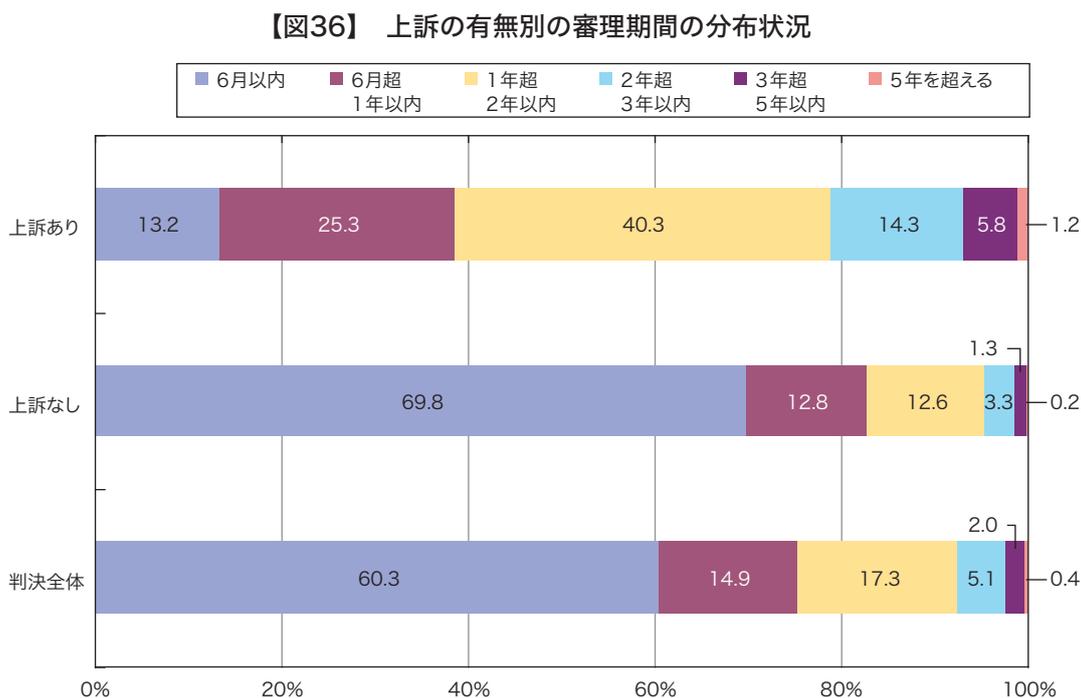
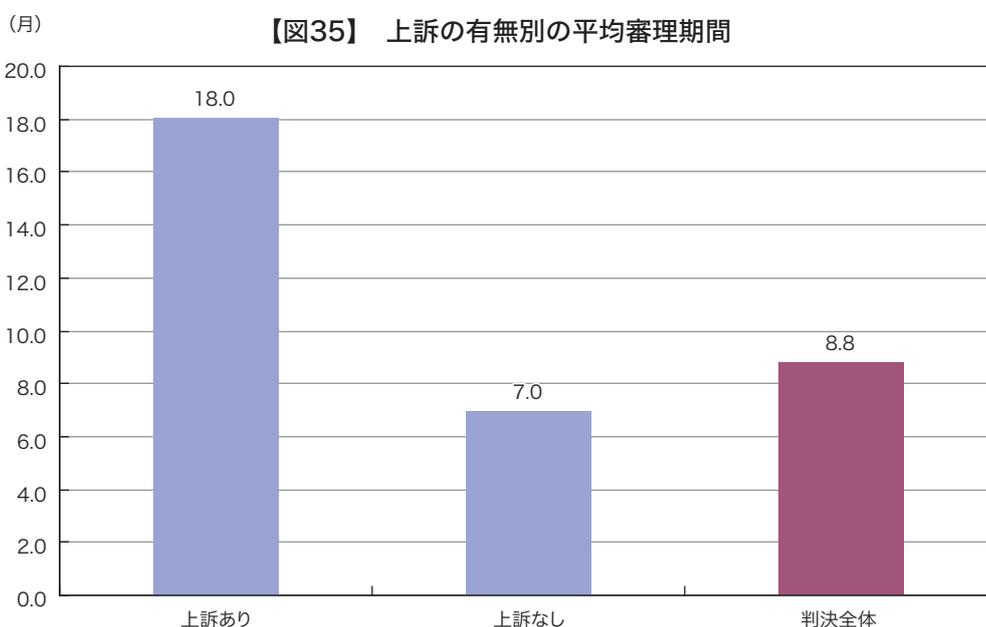


*14 前記のとおり、人事訴訟については、家庭裁判所の管轄に移管された後の過渡期にあることなどの理由から、これを除いて検討する。

○ 上訴の有無別の平均審理期間等

【図35】は、判決で終局した事件について、上訴の有無別に第一審の平均審理期間を示したものである。これによれば、上訴がされた事件の平均審理期間（18.0月）は、上訴がされなかった事件の平均審理期間（7.0月）の2倍以上となっている。また、上訴の有無別に審理期間の分布状況を示した【図36】によれば、上訴がされた事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が61.6%、2年を超える事件の割合が21.3%となっているが、上訴がされなかった事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が17.4%にとどまるのに対し、6月以内の事件の割合が69.8%にも上っている。

判決で終局した事件の中には、いわゆる欠席判決がされた事件や被告の所在が不明であるため公示送達がされた事件（ほとんどの事件で被告は出頭しない。）も含まれているが、このような事件は、対席事件と比べ、平均審理期間が短く（【図9】参照）、実質的に争いが少ないことが多いため、上訴率は低い。また、対席事件であっても、被告が原告の請求原因事実を争わない事件（自白事件）は、実質的な争いがなく、上訴率は低い。



そこで、このような事件を除外して上訴の有無別の平均審理期間を算出するため、人証調べを実施し（自白事件では人証調べを実施しない。）、判決で終局した対席事件について上訴の有無別の平均審理期間を示したのが【図37】である。これによれば、上訴がされた事件の平均審理期間は21.0月であるのに対し、上訴がされなかった事件の平均審理期間は17.8月となっている。また、同じ事件について、上訴の有無別に審理期間の分布状況を示した【図38】によれば、上訴がされた事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が74.5%、2年を超える事件の割合が27.0%となっているのに対し、上訴がされなかった事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が62.8%、2年を超える事件の割合が18.2%となっている。上訴がされなかった事件では、6月以内の事件の割合も7.6%あり、この点も、上訴がされた事件より平均審理期間が短くなっている要因の一つとなっていると思われる。

【図37】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の平均審理期間



【図38】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の審理期間の分布状況

